一般社団法人 溶接学会 企画委員会規定

平成2年11月13日 制定

(目 的)

1. 溶接学会の諸活動(研究委員会活動、学会誌及び出版物、全国大会、セミナー、広報活動、財政拡充 策など)を総合的に捉え、一貫性を持たせて理事会に提案する。

(業務)

- 2. 目的達成のために次の各項の計画案を策定し理事会に上程する。さらに、本目的に合致した理事会 からの諮問に対しても答申しなければならない。
 - (1) 学会活動に関する中長期計画の立案
 - (2) 会務運営の改善に関する調査・検討・立案
 - (3) 財政基盤の強化に関する事項
 - (4) 学会組織の点検・改善についての提案
 - (5) 会勢の拡張に関する企画・立案
 - (6) その他必要と認められる事項

(委員会の構成)

- 3. 委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員若干名で構成する。
- 4. 委員長は会長が候補者を定め、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 5. 副委員長・幹事及び委員は委員長が候補者を定め、理事会の議をへて会長が委嘱する。

(任期)

6. 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は2年とする。

(運 営)

- 7. 委員長は、委員会を主催しその議長となる。
- 8. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 9. 議決を要する場合には、出席委員(委員長・副委員長・幹事を含む)の多数決による。ただし、可否同数の場合は委員長が裁決する。

付 則

- 1. この規定の改廃は、理事会の議決を要する。
- 2. この規定は理事会の議決に基づき、平成2年11月13日から施行する。